## 平成12年11月29日(水曜日)第4回定例会

出席語	義員(	2 4	名)	ı														
•	1番	셛	Ē	竹	敬	-	_	議員		2 ₹	番	杠	7	田		Ę	学	議員
3	3番	猪	Š	倉	謙	太良	邹	議員		4 컵	昏	石	1	Ш	忠	郭	隻	議員
į	香香	弆	± ī	木	春	ī	吉	議員		6 ₹	番	3	そ 孫	子	市	美夫	₹	議員
-	7番	杆	∄	倉	信	-	_	議員		8 ₹	番	金	<b>Λ</b> ₹	木	賢	t	<u>b</u>	議員
g	3番	伊	3	藤	忠		男	議員	1	0 ₹	番	髙	5	橋	秀	ì	台	議員
1 ′	1番	髙	5	橋	勝	-	文	議員	1	2 ₹	番	涯	茛	辺	成	t	b	議員
1 3	3番	亲	f	宮	征	-	_	議員	1	4 ₹	番	셛	Ē	藤	頴	9	号	議員
1 5	5番	伊	3	藤		į	諭	議員	1	6 ₹	番	셛	Ē	藤	暘	7	7	議員
1 7	7番	JI		越	孝	į	男	議員	1	8 ₹	番	卢	3	藤		В	月	議員
1 9	3番	松	4	田	伸	-	_	議員	2	0 ₹	番	ŧ	‡	上	勝		•	議員
2 ′	1番	尹	ß	須		ž	稔	議員	2	2 氰	番	這	Ę	藤	聖	1	Έ	議員
2 3	3番	伊	3	藤	昭	_ £	逑	議員	2	4 耆	昏	伭	Ē	藤		清	青	議員
欠席記	義員(	0 名	3)															
説明の	りため	出席	ました	:者のl	職氏名	3												
佐	藤	誠	六	市			長		松	木	न	眞-	郎	助			役	
渋	谷	勝	吉	収	)		役		大	与	₹	愼	_	教	育多	5 員	長	
奥	Щ	幸	助	選	管 委	≨ 員	長		武	В	В		浩	農	業委員	員会会	美長	
兼	子	昭	_	庶	務	課	長		荒	オ	<b>K</b>		恒	企	画調	整課	長	
宇	野	健	雄	財	政	課	長		安	1	į	正	人	税	務	課	長	
冏	部		健	市	民課	長袝	甫佐		石	Ц	Ц		修	生	活環	境 課	長	
安	達	勝	雄	土	木	課	長		片	杠	司	久	志	都	市計	画課	長	
安	彦		守	下	水道	直 誄	長		佐	菔	泰		毅	農	林	課	長	
那	須	義	行	商	工観	光記	果長		尾	Я	1	清	_	地:	域振り	主親與	<b>三幹</b>	
芳	賀	友	幸	健	康福	祉詪	果長		沖	洼	₽	志	郎	会	計	課	長	
浦	Щ	邦	憲	水	道事	業戶	斤長		布	於	色	崇	_	病	院	事 務	長	
保	科	弘	治	教	首	Ī	長		石	J		忠	則	管	理	課	長	
草	苅	和	男	学	校教	育訓	果長		斎	菔	泰	健	_			育課		
7	di		ь	<del>,</del> 7.	<b>△</b> /+	ᡸ≐	# ≡		_	¥	_	<del></del>	抽			理委員		
石	Щ		忠	仕	会体	月前	末坛		Ξ	Ħ	ĽL	正	博	事 監	務 查	局委	長員	
安招	系子	雅	美	監	查	委	員		松	В	В	英	彰	事	務	局	長	
					業委													
真	木	憲	_	事	務	局	長											

鈴 木 一 徳 局 長 補 佐

調査主査

柴 崎 良 子

事務局職員出席者

安孫子 勝 一 事 務 局 長

丹野 敏幸 庶務主査

議事日程第2号

第4回定例会

議事日程第2号第4回定例会平成12年11月29日(水)午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

#### 一般質問通告書

平成12年11月29日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要	LEI LEI	質	問者	答:	弁 者
1	介護保険制度について	介護保険制度がス	タートして半年間	2番		市	長
		の状況と今後の取り	組みについて	松田	孝		
		(イ) 利用料の軽減	措置、保険料の減				
		免措置について					
		(1) 介護保険料の	収納状況について				
		(川) 利用者が本当	に希望する介護を				
		受けているのか	どうかについて				
		(ニ) 委託事業につ	いて				
		(ホ) 施設整備計画	について				
2	市職員の人事について	市職員の昇格、昇	進はどのような基	16番		市	長
		準で行われるのか		佐 藤	陽 子		
3	教育行政について	教科書採択をめぐ	る一連の動向と教			教育委	<b>長員長</b>
		育委員会の見解につ	いて				
4	教育問題について	学校評議員につい	τ	6番		教育委	<b>長員長</b>
		教職員の高齢化が	進むことに対する	安孫子	市美夫		
		懸念について					
		幼児教育について					
5	教育行政について	教育改革国民会議	の中間報告の課	15番		教育委	<b>美員長</b>
		題と問題点について		伊藤	諭		

### 一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、 質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、2番松田 孝議員。

[2番 松田 孝議員 登壇]

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、通告してある介護保険について、実施から半年過ぎてさまざまな疑問や不安を抱えている市民の声をもとに質問いたします。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

介護保険が始まって半年、この間、各地で利用料の負担が重いために必要なサービスが受けられないなど、 お年寄りや家族の声を耳にする機会が多くなっています。

また、65歳以上のすべての高齢者に払ってもらう介護保険料、1号被保険者の保険料の徴収が10月から始まりました。保険料徴収通知が届けられた途端に高齢者とその家族は悲鳴を上げております。

なぜ、年金から勝手に取んなだ。隣のばあちゃんより保険料が高い。医者に行く回数も減らさんなね。保 険料が高くて払われないなどの高齢者からの切実な声とともに、苦情、相談が多くなっています。

高過ぎる利用料の上に、さらに保険料の徴収が重なり、介護保険になってよいことは何もないという声さえも出ています。新聞報道などを見ても介護保険制度が始まって以来さまざまな矛盾が吹き出し、まさに列島騒然といった状況であります。

私は、介護保険制度の本来の目的からいって、介護保険ができたことによってこれまで受けていたサービスが後退するというような事態はあってはならないと考えます。

ところが、居宅サービス利用者は、利用料の負担がかさみ利用を抑える状況が県の調査でも明らかになりました。県は、11月8日に居宅介護支援事業者を対象に実施した介護保険の利用状況調査では、6月の居宅サービスの利用率は39.5%の利用状況になっているということを発表しました。

要介護度別の利用率は、要支援58.9%、要介護1が40.1%、要介護4が36.1%、要介護5は38.6%と要介護度が高くなるにつれ利用率が下がっています。この原因は、利用者の利用料のほかにさらに紙おむつ代などの負担が多くなるために、どうしても利用を控えるという生活のようであります。県の調査でも限度いっぱいまで利用しない理由は、利用料負担が多くなるためが23.9%となっています。

そこで伺います。介護保険になって利用料、保険料の負担が重く、必要なサービスが満足に受けることができないという現状にお年寄りが置かれていることについて、市長はそれはやむを得ないという考えなのか、それとも本来あってはならないと、直ちに是正しなければならないというような考えなのか、基本的な見解をお伺いいたします。

介護保険は福祉の一部で、本来低所得者を救済する側面もあるわけですが、逆にその人々を苦しめる社会保障であってはならないと思います。逆に、介護保険制度は高所得者の救済制度だと言う人も多く出ております。低所得者はホームヘルパーなどの介護サービスを利用するときに1割の自己負担が重い。それが県内はもとより全国的に4割弱という利用率の低さのあらわれだと言われています。

ことしの3月議会で同僚の佐藤暘子議員が利用料が払えないために必要なサービスを辞退する人が出てくると指摘したことが、今現実となっております。低所得者は、介護保険が始まってからは利用料の負担額が予想以上に高額になり、希望するサービスを満足に受けることができない状態です。

この問題について県内の市町村の中には、低所得者に独自で利用料の補助、軽減、免除などの改善策を講 じ、低所得者を救済する手だてをとることを打ち出しているところも生まれています。

介護保険が始まって半年が過ぎ、問題や矛盾があるものについては改善策を検討する時期に来ていると思いますが、市独自で低所得者に利用料の軽減措置を実施すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、介護保険料の収納状況について伺います。

10月から65歳以上の1号被保険者の保険料徴収が始まりました。国の特別対策で今後1年間は半額で、平成13年10月からは全額徴収になります。高齢者にとっては過酷な負担になっています。特に、収入が限られる年金生活者は、必要なサービスをさらに減らして生活を維持していくという深刻な状況になっています。また、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、各自加入の医療保険に上乗せされ徴収されます。自営業者、農家の人が加入している国民健康保険も同様であります。

寒河江市の国民健康保険税の収納状況は、平成10年度には96.1%、11年度では95.9%で 0.2%も下がっています。滞納世帯も平成10年度末では 292世帯、11年度では 419世帯で 127世帯もふえています。さらに、保険税の対調定収入率も89.7%と、前年比では 1.4ポイント低くなっています。滞納者がふえることによって医療はもちろん介護サービスも受けることができないという人が生まれてくることが予想されます。

ことし4月からは介護保険料が上乗せになり負担がさらにふえ、収納率が悪化している状況かと思いますが、国保税に上乗せされている第2号被保険者の保険料と少額年金者の収納状況はどうなっているのか伺います。

次に、介護保険料の減免について伺います。

厚生省の準則による介護保険条例では、保険料の減免の内容は災害による損害のほかに収入の減少が対象であります。しかし、減免規定は収入が減少して保険料が払えないから免除するということから生まれたもので、最初から収入が少ない年金生活者にもその趣旨を適用し、収入が少な過ぎて保険料が払えないから免除するというような内容にすべきです。

国の準則のほかに、やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難な場合には保険料を減免するを加えれば、年金生活者など低所得者を救済できる制度になります。ぜひ市独自で年金生活者などの低所得者に対する支援事業として減免制度を設けるべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、利用者が本当に希望している介護を受けているかどうかについて伺います。

県内の実態調査では、サービス利用率は39.5%となっていますが、寒河江市の実態も同様の利用率ということですが、市の調査でも介護サービスは全体の利用はふえているとしていますが、実際に利用者数が増加しており、利用者1人ずつで見ると限度額の半分しか使っていないのが実態ではないかと思います。

特に、ひとり暮らしの多くは女性で、所得、年金の低い方がほとんどで、生活費が優先で1割の自己負担 もかなわずに利用を抑えているのが現状であります。

寒河江市のサービスの利用状況はどうなっているのか伺います。

次に、施設整備計画について伺います。

地域住民は住みなれた地域で安心と喜びを持ちながら生涯を送ることが望ましいと常々考えております。 特別養護老人施設に入所を希望しても待機待ちで1年も待たされ、その間は老人保健施設やショートステイ などを受けながら待機待ちをしています。待機者は現在推定で50人から70人と言われています。

今後介護保険制度が定着し、施設利用も増加傾向にあります。2010年度以降には超高齢化が急速にやってきます。こうした状況の中で、特別養護老人施設不足はさらに拡大するものと考えます。

ことし2月に老人保健福祉計画及び介護保険事業計画が議会に示されましたが、この計画策定に当たっては、高齢者などの実態調査と市民の意見を計画に反映させるために意見を聞き取り、また、学識経験者を含む代表者で構成する寒河江市高齢社会総合推進検討委員会で検討を重ねて策定されたということですが、この計画の中では、施設目標は平成16年度までで介護老人福祉施設を 200床の計画であります。

11月17日、全員協議会に示された実施計画の中で、特別養護老人ホームいずみに30床増床を平成13年度に実施とのことですが、残り30床については、地域バランス、高齢化が最も進んでいる陵西学区に整備を検討すべきと考えます。また、第4次振興計画の基本構想で保健・福祉・医療体制の整備の中で、温泉を活用す

るなどして寒河江型ケアシステムの構築を図るとしています。こうした構想と合わせて老人福祉センターの 温泉などの利活用も含め、周辺に施設整備を進めるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

最後に、委託事業について伺います。

介護保険制度がスタート後、市は在宅サービス事業を実施し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどを支援する事業を展開しています。

その一つ、高齢者生きがい生活支援事業は、趣味活動、軽運動、野外活動などを通し、高齢者が寝たきりや痴呆などにならないように、また、閉じこもりをなくし元気老人を育てるという趣旨で、生きがいデイサービスを実施しています。現在 145名の方が登録をして活動しているとお聞きしています。

活動拠点を地区公民館、老人福祉センターを利用しながらの事業ですが、そのために、そのたびごとに会場準備や後始末を繰り返しているのが現状であります。利用者からは会場の変更を望む声もあり、また、ふるでもあれば楽しみもふえるなどとの声が多く聞こえてきます。

この事業は、他の市町村でも実施していますが、東根市の例ですと、東根温泉の旅館を2軒借りて、温泉に入りながら活動を進めていると聞いております。利用者からは大変好評だということです。こうした声を踏まえ新たな拠点整備を検討すべきと思いますが、市長の考え方を伺います。

この事業を進めるために社会福祉協議会に委託をしましたが、その活動の内容については、事業者任せなのか、当局が指導を行っていくのかと、委託に当たってこの事業費の積算根拠はどうなっているのかお伺いします。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支えることをねらいとしたものでございます。40歳から64歳までの医療保険加入者と65歳以上の方全員が被保険者となって、負担能力に応じた保険料を御負担いただき、この保険料と国、県、市が負担する公費などを財源といたしまして介護が必要な方が介護サービスを利用したときは、かかった費用の9割を保険給付するものでございます。

利用者は原則として残りの1割を利用料として負担することになります。これは介護保険制度の趣旨を踏まえ、サービスを利用する方としない方との負担の公平を図るとともに、サービス利用についてのコスト意識を喚起するというような観点から、かかった費用の1割を利用者が負担する仕組みとなっているものでございます

しかしながら、災害等の特別な事情により一時的に利用料を支払うことが困難と認められる場合には、介護保険法の規定によりまして利用料を軽減することができるとされているところでございます。また、1カ月当たりの利用料が余り高額にならないよう、負担能力に応じて負担の上限が設定されておりますし、生活保護の受給者には介護扶助制度というものが適用されることになります。そしてまた、施設に入所した場合の食事の標準負担額も負担能力に応じて設定されますので、低所得者については一般の方よりも低く設定されるようになっております。

また、保険料につきましても今申し上げましたような趣旨に基づきまして、被保険者からは負担能力に応じた保険料を負担していただくものであり、介護保険法では災害時の特別な事情により一時的に保険料を負担することが困難と認められる場合に限り減免することができると規定しているところでございます。

低所得者に対しての配慮といたしましては、保険料については負担能力に応じて所得段階別に設定されますので、50%から25%軽減されますし、生活保護の受給者に対しましては、生活扶助費の中で勘案することになっております。このように低所得者にも配慮された仕組みとなっていることを御理解いただきたいと考えております。

市独自の利用料軽減措置及び保険料の減免措置をとる考えはないかというようなこともございましたが、今申し上げたようなことから、本市といたしましては、一般的な低所得の状況をとらえたところの独自の利用料軽減措置や保険料減免措置をとる考えはございません。

なお、社会福祉法人による生活困窮者に対する利用料の減免が行われておりますが、この制度は国・県補助事業として全国的に実施されているものでございまして、本市内ではいずみ、長生園、社会福祉協議会が実施しておりまして、これに対しまして本市としましては予算に計上しており、減免額が確定次第一定の補助を行う予定でございます。

いずれにいたしましても保険給付に必要な費用の約17%につきましてはこの第1号被保険者の保険料で賄うこととなっておりまして、被保険者ごとの保険料の額はこれに基づきまして平成12年度から平成14年度までの3カ年を通じた額として設定しているところでございます。これが保険料でございます。

そのようなことから、保険料の減免というものを行う場合には、減免の対象者とならない方の保険料に上乗せしなければならなくなるわけでございます。そういうことでの公平性というものを欠くことにもなりますし、また、この保険料というものは御案内のように、3カ年間の期間中は原則として保険料を変更することができないということになっておるわけでございます。

また、減免するといいますと、その財源といたしまして一般財源を投入することということになるわけでございますけれども、制度の趣旨に反することとなりますのでできないこととなっております。

被保険者が保険料を負担することは、介護の負担をみんなで支えるため、みんなで保険料を出し合うという介護保険制度の根幹でございますので、被保険者の方にはこの点を御理解いただきながら円滑な運営に努めてまいらなければならないと、かように考えておるところでございます。

次に、介護保険料の収納状況でございますが、御案内のように65歳以上の第1号被保険者の保険料については、介護保険制度が十分に普及するまでの特例といたしまして、ことしの9月までの半年間は一律免除されておりましたので、10月から納付が始まったわけでございます。来年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めていただくことになるわけでございます。

10月賦課分の第1号被保険者の保険料の収納状況でございますが、特別徴収につきましては、調定額2,215万2,000円に対しまして収納率は100%。普通徴収につきましては、調定額178万1,000円に対しまして収納額136万9,000円、収納率は76.9%となっております。

本市といたしましては、これまで保険料の納入を初めとした介護保険制度の周知徹底に努めてきたところでございますが、この制度が新しいものであり、今回が初めての納付だったということもございまして、普通徴収の対象者の中には、自分の保険料は年金から天引きされる特別徴収であると誤解している方や忘れていたという方が相当数いたようでございます。

今後保険料納付の仕組みが正しく理解されるよう、さらに周知徹底を図るともに、口座振替制度の普及を図り、被保険者の利便性の向上と収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、第2号被保険者が加入する国保税の収納率につきましては、昨年同期と比較しまして 1.1%高くなっている状況にございます。

次に、利用者が本当に希望する介護を受けているかどうかという御質問がございましたが、お答えいたします。

介護サービスの利用状況でございますが、この利用状況というものは確定した数値として把握できるのが8月の状況でございます。その8月の状況等につきまして申し上げたいと思いますが、訪問介護や通所介護、短期入所などの在宅サービスの利用者は507名でございます。そして、特別養護老人ホームや老人保健施設等の入所者は233名となっております。

主なサービスについて介護保険スタート前の利用状況と8月対比で比較しまして、これは昨年は措置制度で実施しておったわけでございますが、それとの対比になるわけでございますが、訪問介護、いわゆるホームヘルプ、これは26.4%の増でございます。通所介護、デイサービスが、これは23.5%の増です。通所リハビリ、デイケア69.6%の増でございます。短期入所22.1%の減などとなっておりまして、短期入所を除いてはいずれも大幅な伸びを示しておるわけでございます。

これは介護保険のスタートによりましてケアマネージャー制度が導入され、希望する必要なサービスが総合的に利用しやすくなったことや、先ほど申し上げましたところの、現在実施している高額サービス費の支給を初めとした利用者負担の軽減対策、低所得者対策が功を奏しているものと考えております。

なお、短期入所サービスの利用が昨年同期と比較して少なくなっておりますが、これは要介護度ごとに利用の限度日数が示されたため、緊急時などに備えて利用を控えるなど、利用が慎重になったためと考えられます。このため限度日数を使い切った方には本来の限度日数のほかに1カ月当たり14日まで利用日数を拡大することができるなどの特例措置を実施しておりますし、来年1月からはこの特例をさらに拡大して実施することなども国において検討されておりますので、短期入所の利用も確実に伸びてくるものと考えております。

また、ことし10月に開所しました寒河江やすらぎの里の施設サービスや通所サービスも本格的な受け入れが始まっておりますので、全体的なサービスの利用は今後さらに伸びてくるものと見込まれます。

このような状況でありますので、まずは介護保険制度の一層の周知徹底に努めまして、現在の制度にある

特例制度等の十分な活用を図りながらサービス利用の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、居宅サービスにつきましては、御案内のとおり要介護度ごとに区分支給限度基準額、いわゆる利用限度額が設定されているわけでございますが、このうち訪問介護や通所介護などのいわゆる訪問・通所系のサービスの利用限度額に対する利用率を見ますと、平均して33%となっております。

先ほどもお話がございましたが、県が公表した県内の調査結果は39.5%となっております。この調査結果というものは、県内の指定居宅介護支援事業所 234事業所のうち回答が得られたのはわずか47事業所の 742事例から算出したものでありまして、単純には比較できないものであると考えております。

次に、施設サービスの御質問がございました。

特別養護老人ホームにつきましては、現在本市内には、昭和56年に開設されました長生園80ベッド、それから平成7年に開設されましたいずみ50ベッドの二つの施設がございます。いずみにつきましては、平成13年度、来年度に30床の増床を図るべく現在国・県と協議を進めているところでございます。

本市からは、この二つの施設のほか近隣市町の5施設、いわゆる大江町のらふらんす大江、大寿荘、西川町にはケアハイツ西川、河北町には眺葉園、天童には明幸園、これらにも入所しておるわけでございまして、現在合計で139名が入所しております。

そういうような中で、陵西学区へ特別養護老人ホームの検討というようなことがございましたが、御案内のとおり特別養護老人ホームにつきましては介護保険制度の中の介護保険施設として位置づけられているところであり、サービス事業者はこれまでのように市町村から委託を受けてサービスを提供するという市町村との委託・受託という関係から、県知事から指定を受けて事業者みずからの責任において事業としてサービスの提供を行うことになるわけでございます。

事業者は、他の事業者との競争の中で互いにサービスの質を高め合い、利用者を確保してその結果得られる収入、すなわち介護報酬の中で事業としての採算を維持することが必要になるわけでございます。このため、これから新たに本市内に特別養護老人ホームを整備し事業者として参入しようとする場合、施設の建設場所等につきましては、基本的にはその事業者が立地条件等を勘案して決定することになるわけでございます。

なお、本市におきましては、介護保険の円滑な実施を図り、介護保険の実施を契機といたしまして保健福祉サービスの一層の充実を図るべく、在宅介護に関する身近な相談窓口となるところの在宅介護支援センターを2カ所ふやしまして4カ所としておるわけでございます。そのうちの1カ所は老人福祉センター内に設置したところでございます。本市といたしましては、この施設を拠点としまして相談支援活動を展開することによりまして、介護サービスに地域的な偏り等が出ないようにしてまいりたいと考えております。

また、温泉の活用ということでございますが、このことに関しましては、当面豊富な温泉資源をどのよう に保健福祉事業等に有効活用できるかをいろいろ検討してまいりたいと考えております。

次に、委託事業について申し上げます。

生きがい活動支援通所事業につきましては、御案内のとおり高齢者の生きがいづくりや心身の健康の保持 増進を図り、要介護状態となることを予防するため、自宅に閉じこもりがちな方や介護保険の対象外となっ た方を対象といたしまして今年度から新たに実施しているところの事業でございます。

その事業の実施というものは、御案内のように社会福祉協議会に委託しております。文化センター、西部地区公民館、柴橋地区公民館、南部地区公民館及び老人福祉センターの5カ所を会場といたしまして、各会場ともマイクロバスによる送迎を行いながら毎週1回開催しております。

事業の実施に当たりましては、社会福祉協議会との密接な連携のもと効果的で利用者に喜ばれる内容となるよう、季節に応じた内容や参加者の希望もできるだけ取り入れるなど創意工夫に努めているところでございます。本市といたしましても必要に応じて保健婦を派遣し、利用者の健康指導なども行っているところで

ございます。

その利用者の状況でございますが、5月からこの事業をスタートして以来順調な伸びを示しております。 10月までで 135名、延べ 1,408名の方が利用なされております。このまま推移しますと当初の予想を上回る 利用が見込まれ、社会福祉協議会といたしましても円滑な事業運営ができるものと考えております。

次に、この事業のメニューの中に老人福祉センターの入浴を取り入れてほしいということでございますが、 先ほども申し上げましたように、高齢者の方にとってできるだけ身近なところで気軽に利用していただける よう、会場は老人福祉センターのほかに地区公民館にも設定していますので、毎回入浴を取り入れることは 困難な状況でありますが、今後社会福祉協議会と協議しながら、野外レクリエーションなどの一環として実 施できるかどうかを検討してまいりたいと思います。

なお、積算根拠についての御質問がございました。これは担当の方から答弁させていただきます。 以上です。 佐竹敬一議長 健康福祉課長。

〔芳賀友幸健康福祉課長 登壇〕

芳賀友幸健康福祉課長 生きがい活動支援通所事業の委託料についての積算根拠について、お答えを申し上げます。

この事業は社会福祉協議会に委託をお願いして実施するわけでございますが、委託料の額につきましては、 利用者1名当たり1日 3,300円で委託をしているところでございます。

委託料の積算に当たりましては、人件費、事務費、消耗品等の需用費、外部から講師などを招聘した場合の報償費などを十分勘案して算出しているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 一通り回答いただきましてありがとうございます。

利用料、保険料については、市長の考え方はこれまでとほぼ変わりない状況かと私は判断しています。

しかし、今回新たに保険料が10月から徴収になりましたけれども、非常に負担が大きくなっている状況の中で、各市町村でもいろんな形で減免に取り組んでいる自治体が多くなっています。

そして、西川町あたりを見ますと、西川町長はもともと介護保険制度の推進派だったと思うんですけれども、この方は非常にこれまでも介護保険制度に問題があるということで、今回、入浴サービス、訪問入浴に対して利用者の半額を助成したり、来年度からは低所得者に対して利用者の半額負担軽減措置なども実施する予定になっています。やっぱり推進した形でやっていく中でいろいろ問題ができて、やっぱりこれを是正するのが自治体の長としてのやり方ではないかと思います。

そして、西川町の場合ですと利用者が限度いっぱいまで使わないで大体2割ぐらい、18%ぐらいの利用率だということです。ですから、負担が結局大きくなるからこれだけの利用者が減っている事実だと思うんです。

そして、利用者がまず1回、訪問介護などいろいろ受ける中で、大体月限度額を家族で決めたり本人が決めたり、5,000円がなしてくれとか、サービスをね。あと月に1万円がなしてくれとか、そういう形で要望が出されるというのがほとんどのようであります。ですから、こういうサービスをもっと拡大しないと介護保険制度がうまく成り立っていかない状況かと思うんですけれども、この辺をもう少し利用者の立場になって負担金を減らすような形を何とか行政でも考えていただきたいと思います。

今、寝たきりの介護度5ぐらいの人だと、やっぱり自宅で介護している場合ですと訪問看護を今まで1日4時間ぐらいやっていた人もおります。そういう人が逆に半分ぐらい、30分単位ぐらいに小刻みにしておむつ交換だの、あと食事の介助みたいなのをお願いしたりしているんです。実態として負担が大きいからこれだけ節約してみんな我慢しているんです。

ですから、ある程度負担額を減らしてもらえば、まだまだ利用者が伸びてくるような状況に私はあると思 いますので、ぜひこれも検討していただきたいと思います。

あと、保険料の減免についてですけれども、市長は対象者に今度減免すれば、本当に困っている人を減免すればほかの人に料金がはね上がるという形で答弁ありましたけれども、やはり困っている人を救済するにはそれぐらいやむを得ないか、もしくは行政でこれを負担してもらうような形をとれば、何とか低所得者対策はできるんじゃないかと思います。

県内でも減免については、最上町が来年の4月から保険料の区分の変更を行って、今5段階あるんですけれども、これを1段階と2段階の間にランクーつ設けまして低所得者救済を始めるということです。そして、この分の負担は少しほかの人に上乗せをして実施するようであります。

そのほかにも古河市の免除措置についてなんですけれども、この市では高齢者の保険を一たん払い込んで 6カ月ごとにその全額を市が助成する方式をとったということで、大変評判になっております。

今、市町村がいろんな形で保険料の減免をやっておりますけれども、減免をやるということは、やっぱり 高齢者の所得の格差が非常に大きいと思うんです。老齢福祉年金を18万円もらっている人から、農家、自営 業者の国民年金は60万円とか、あと、厚生年金もらっている方が210万円、公務員の共済組合で年金をもらっている人が 240万円ぐらい年間でもらっています。格差見ると13.3%ぐらい格差が、倍ぐらいになっております。これだけの格差あって5段階の保険料の徴収では非常に矛盾が大きいというので、各自治体では検討を始めている状況であります。

ですから、これは寒河江市でもこのぐらいの低所得者に対して減免を考えていただきたいと思いますけれ

ども、この辺も踏まえて市長の御意見を伺いしたいと思います。

次に、収納状況ですけれども、収納特別対策、特徴の場合ですと 100%ということで非常に収納率がいいんですけれども、普通徴収の場合ですと79.6%。この理由は忘れていた状況だということで市長からの答弁ありましたけれども、実際に収納ができない状態の人が何人かおるのではないかと私は思っております。国保税の収納率から見ると、それと合わせて出てくる数字が今後あるのではないかと私は思いますけれども、今後どういう形で収納率がなっていくのか非常に私も関心を持ってやっていきたいと思っております。

あと、施設整備についてですけれども、市長から今いろいろありましたけれども、結局、この16年度目標の施設整備をどうするか、今の現状でやっていくのか、他の市町村でやっているからそれにあわせてやっていくんだということなのか、市の目標どおり16年度までに計画をしていくのか、この辺を具体的にお聞きしたいと思います。

そして、地域の方もどうしても自分たちの住んでいる身近なところに施設を整備をしてもらいたいという考えの人が非常に地域を回っていますと多くなっています。ですから私も今回、陵西地区にということお願いしたんですけれども、今、陵西学区には特に田代とか幸生あたりの高齢者は非常に多くなっています。その中でやっぱりとんでもない西川町とか大江町とか、そういうところに行くよりも身近なところに整備をして、そこにやっぱり入りたいという希望者がほとんどであります。

このことを踏まえてやっぱり市でも検討していただきたいと思います。事業者もいろいろ参入してくればいいんですけれども、何とか行政でも考えてそういう方向づけを出していただきたいと思います。

今、この施設の待機者が50人から60人ということですけれども、今、施設に入りたくても入れない人が1年ぐらい待たされるというのは常識みたいな形になっています。この前私たちも新人議員の中で施設を見学して、いろいろな施設長の話を聞きますと、各施設で年間亡くなる方が5名ぐらいだということで、長生園といずみ合わせて10名ぐらいですね。そうすると、やっぱり50名ぐらいいる中で10名ぐらいしか1年間実質入れないんじゃないかと私は思います。担当者は1年ぐらいで入れるようになっているんだということを言いますけれども、この数字からいくとまず5年はかかるわけですね、待機者が。ですから、実際にこの数字が正確かどうか、その辺を具体的に当局にお聞きしたいと思います。

やっぱり今の待機者を減らすにはどうしても施設が必要だと私は考えますので、この辺も再検討していただいて、ぜひ特に陵西学区につくっていただきたいと思います。

それから、委託事業を今進めていますけれども、各市町村の例を聞いてみますと、非常に頑張ってやっているなという感じは受けます。そして、自治体でもいろんな市民の意見を聞いて、今施設をいろんな形で使っていますけれども、山形市は老人福祉センターを拠点にふろに入りながら実施したり、あと村山市は碁点温泉を利用して、温泉に入りながら利用している状況なども聞いております。あと、さっき東根市も言いましたけれども、河北町なども老人センターを拠点にひなの湯などを使って利用しております。ですから、非常に各地では住民というか、利用者の意見を聞いて、お年寄りがふろに入るのが一番の楽しみだということで、そういうところを拠点に設けて頑張っております。

ですから、寒河江でも老人センターばかりでなく、寒河江温泉などもありますので、その辺を利用する形をぜひとっていただきたいと思いますが、この辺のやるかやらないかは今後検討課題だということですけれども、ぜひこの辺を具体的にしてもらって、月1回でもいいですから実施していただきたいと思いますので、この辺の見解を市長にお聞きしたいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 減免につきましては、先ほど基本的な考えとそれを述べておるところでございます。本市 におきましては非常に利用者というものも伸びておりまして、スムーズな円滑な推進というのが図られておるのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、利用者のことでございますけれども、やっぱりケアマネージャーと相談しながら希望するサービスというものを本人がいろいろ自由に組み合わせて総合的に利用できる仕組みになっておるわけでございますから、それらをうまく使っていただけることがなお必要だろうと思いますし、そんな場合には、利用者の家庭環境とか、あるいは介護に対するところの考え方もあるわけでございますので、その辺もあるわけでございますから、本人や家族などの意向に基づいたサービスというものがなされるべきだろうと思っております。

それから、減免につきましては、先ほども申し上げましたように基本的な考え方、あるいは低所得者に対するところの対応というようなものにつきましてはるる申し上げたところでございますので、それ以上申し上げることもございません。

それから、収納状況でございますが、これは普通徴収の方の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、年金から天引きされるのではないかなと、こういうようなことを思っておったというような方が非常に多かったようにございます。

それから、第2号の方の被保険者の40歳から64歳までの方でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、 1.1%伸びておるというようなことを御理解いただきたいと思います。

それから、施設整備でございますが、この前の実施計画等におきましても申し上げましたとおり、いずみに対するベッドをふやすこと、あるいはやすらぎの里の痴呆性のことと、こういうようなことも考えておるわけでございまして、事業者が来ない場合につきましてはこれらに対して支援してまいろうと、こう思っておるわけでございます。

また、施設につきましても、やはり今、交通の便等々がよくなっておるわけでございますし、寒河江の人が寒河江、西川の人が西川というような考えというのは、今利用されている方におきましても、あるいは今後利用される方もそういう意識というものは大変薄れてきておるのではなかろうかなと、このように思っておりますので、そういう広域的な利活用というものをやっぱり今後一般の利用者も考えていっておる段階じゃなかろうかなと、このように思っております。

それから、温泉につきましては、前回、先ほど答弁したとおりでございます。 以上でございます。 佐竹敬一議長 松田議員。

松田 孝議員 やっぱり市長は困っている方の実態というのを見ておられるのかどうか、ちょっと私は非常に疑問であります。私も実際いろんな形で介護を受けている方のところへ行ってみますと、非常に利用料が負担が重くて大変だというのは聞こえてきます。ですから、市長もやっぱり地域にいろいろな形で入っていますけれども、実態をもう少し把握して、まず、利用料の減免とか保険料の減免を考えて今後いっていただきたいと思います。

それと、施設整備もやっぱり一応16年度を目標に 200床という形で計画の中で組んだはずでありますから、ぜひともこれも目標に迫った形で整備していくのが本来の姿だと思います。ですから、これもいろいろ難しい面もあると思いますけれども、やっぱり待機者がふえる一方ではこの介護保険計画がちょっと矛盾した形になります。この介護保険はやっぱりいつでもサービスを受けられるような状況にしておくべきだと私は思います。ですから、こういうのもやっぱり待機者がふえたから何とかしなくてはならないという市長の考え方が、やっぱり決断力ですかね、そういうのが必要ではないかと私は思います。ですから、これも今後検討していただきたいと思います。

あと、委託事業でありますけれども、これも 1 人当たり 3,300円ぐらいの予算をつけて頑張ってやっているということですけれども、いろいろな立場で社会福祉協議会あたりも人件費がかさむというんですか、1 人当たりにするとどんどん積み上げて非常に、楽なように見えますけれどもそれなりに人件費などもかかっていくわけですから、もう少し柔軟な対応をして、お年寄りのためにやっぱりやっていただきたいと思います。

そして、拠点施設をぜひ寒河江市でももう少し寒河江市民浴場あたりに建設して、温泉利用の拡大をも含めて頑張ってやってもらいたいと私は願うところであります。今後、その辺を検討していただいてよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

#### 佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番、3番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、通告してあるテーマについて順次質問をしてまいります。市 長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず、最初に、市職員の人事についてお伺いいたします。

恒例のこととはいえ、職員の最大の関心事は3月末に発表される人事異動と昇進、昇格であろうと思います。職員は、将棋盤上の駒のように右に左に異動させられ、また、中には十年一日のごとく長年同じ課に席を暖めている人もおります。昇進、昇格では同期採用者の間に著しい差がついたり、後輩たちからも先を越されて置いてきぼりを食っている人、さらに、男女間の差は歴然とその格差が目立ちます。あの人はもっと昇格してもよいはずなのになぜなのだろう、そんなささやきが聞かれ、人事に対する喜怒哀楽の感情が交錯するのも例年のことです。

人事異動は適材適所に職員を配置し、職員が持てる力を十分に発揮しよりよい仕事をしてもらうために非常に大切なことだと思います。また、昇進、昇格が適切に公正に行われることにより、職員の仕事への意欲や自信を培うものとなるのも当然のことです。しかし、昇進、昇格が本当に適正に行われているのか大変疑問の残るところです。

市職員の人事権は市長の手中にあるわけですが、市長はどのような判断で昇進、昇格を決めるのか、その 判断の基準となるものはあるのかどうかお伺いいたします。

次に、教育行政について、教育委員長にお伺いいたします。

ことし9月の一般質問の中で、同僚議員より教科書採択についての質問がされております。私も教科書採択をめぐる一連の動きに対し、教育委員会がどのように対処し考えておられるのかお伺いいたします。

人間社会を構成する上で教育がどんなに大切なことかはすべての人が認識をされていることです。教育は知識を身につけるだけにとどまらず、人間としてどのような生き方をしていくべきかを体験や実践を通し学ぶとともに、個々の人格をつくり上げる上でも非常に大切なことと思います。

最近、青少年の凶悪な犯罪や事件が多発し、国民の大きな不安材料となっています。なぜそんな事件や犯罪を引き起こしてしまうのか。青少年の物の見方や考え方、心の奥に潜む悩みや苦しみなどを私たち大人が理解できずにいるのが現状ではないでしょうか。

11月25日土曜日、NHK教育テレビで、少年少女プロジェクト特集「10代に聞く・少年犯罪をどう思いますか」と題した4時間半にわたる生放送がありました。私はその一部を興味深く見たのですが、子供たちの心の奥には簡単にはほぐすことのできない複雑な心のあやが存在することをつくづくと感じました。

出演した10代の子供たちの中には、自分ではどうしようもないいら立ちや不安から弱い立場の友達に暴力を振るったり自分を痛めつけたり、自分の存在が無意味なものと考えて自殺を考えたりしたことがあると、その体験と心理状態を話しておりました。

そんな悩みを抱えながらも彼らは心を開いて相談できる人がいないと言うのです。戦後の物資不足の中で育った私たちにとって、今の子供たちはこの上なく幸せな状況にあると思っていたのですが、人間関係をうまくつくれずに常に心はひとりぼっちというつらい状態でいることをかいま見た思いがします。

このような状態の子供たちが心の逃げ場を失ったとき思いもよらぬ犯行に走ったり、自分の存在感をアピールするために凶悪犯罪を犯したりするようです。彼らをここまで追い詰めている原因は何なのか。複雑で単純に結論づけることはできないと思いますが、その一つには受験競争や管理教育が挙げられるのではない

かと思います。また、大人社会のモラルの低下やマスコミによる悪報道なども子供たちに大きな影響を与えることは否めません。

政府は、多発する少年犯を防止する対策として少年法を改正しました。現在16歳以上の犯罪に科せられた 刑事罰が14歳以上と年齢が引き下げられました。このように青少年に厳罰を科しても少年犯罪が減少するの かどうか非常に疑問が残ります。

私は、まず、子供たちが受験のための勉強ではなく、学ぶことが楽しいと言えるような授業をすべきだと 思います。

一方、子供たちの荒れが顕著になってきたのは戦後教育が間違っているからだとか、戦前日本の子供たちの精神構造の基礎をなしてきた教育勅語が廃止され道徳教育がなくなったからだなどと言う人がおります。また、歴史教科書の中身が日本国民としての誇りを投げ捨てた自虐的、反日的な内容となっている。21世紀を担う子供たちがたくましく健全に成長するには教科書の中身も自分の国を悪者扱いするようなものでなく、日本人として誇りを持てるような内容にすべきだという運動が強まっております。「新しい歴史教科書をつくる会」という名称で全国的に支部をつくり活動している組織がそれです。

新しい歴史教科書をつくる会、以下「つくる会」と略しますが、は、現在中学校の歴史教科書に載っている南京大虐殺や従軍慰安婦、強制連行などの記述は日本の誇りを傷つけ悪者扱いにしている。21世紀を担う子供たちが自分の国の歴史に誇りを持てるように教科書の内容を変えるべきだと、1997年1月に西尾幹二、藤岡信勝、小林よしのり氏などが中心となって結成されたものです。

このつくる会は、みずから歴史的な分野と公民的な分野の中学校教科書をつくり、本年4月に文部省に検定を申請しています。2002年4月から始まる新教育課程用教科書として使われるように、来年7月の中学校教科書採択にねらいを定め今全国各地で運動を展開しています。その地ならしとして行われているもののつか、都道府県教育委員会や市町村教育委員会に対する教科書採択制度の改善を求める請願や陳情です。

その内容は、教科書採択の経過や理由などを情報公開すること。二つ、採択に当たり採択協議会の下部機関である専門委員会が教科書を絞り込むことは、教育委員会の権限を形骸化させるのでその改善を図ること。三つ、専門委員会の選任は教師などの教育現場関係者に限定せず、広く学識経験者や保護者などを加え、公平中立にすること。四つ、特に社会・歴史教科書採択に当たっては、記述内容が学習指導要領に沿ったものかどうかの評価に基づき、公正、適切に努めることなどとなっております。

これらの請願は、教科書採択制度の情報公開や住民参加など一見すれば公平性、透明性という当然の要求をしているように見えますが、その本当の目的やねらいは別のものです。請願の理由を要約すれば、教科書採択は法の定めに基づき教育委員会が決定する権限があるのに、それが空洞化し慣例や前例に流されているのではないか。また、検定教科書の一部には自虐的、反日的な記述が含まれていて残念である。社会・歴史教科書の採択に当たっては、広く意見の集約ができる方法に配慮し、記述内容が学習指導要領の目標に沿ったものであるかどうかを検討し決定するよう要望するという内容です。

これは、現在使われている中学校の歴史教科書には南京大虐殺や従軍慰安婦、強制連行など日本の国の恥部や悪事ばかりが記載されているので大変まずい、このような教科書が採択されないように教育委員会はもっと権限を持って臨むべきだとの檄を込めた内容となっているのです。

さらに、つくる会の活動の一つとして、ことし5月ころから全国の都道府県及び市町村の教育委員会または教育委員に「国民の油断」という文庫本が4冊から6冊ずつまとめて送付されています。この本は、新しい歴史教科書をつくる会の発起人西尾幹二氏と藤岡信勝氏が共同で製作したもので、PHP研究文庫出版部が出版しています。

発送者は、新しい歴史教科書をつくる会の支部名であったり著者の名前であったりいろいろですが、送付された本には西尾、藤岡両氏の手紙が2通添付されているようです。1通は、教育長あてで教育委員に配付

してほしい旨が明記されており、もう1通は教育委員あてになっており、その手紙には、中学校歴史教科書を自虐的な内容と批判し、「あなたさまは教科書採択の権限をお持ちになっており、その実務に携わっておられます。この本を勉強して歴史教科書の採択においては現場教師の意見に惑わされないで、自分の意見で教科書を選びなさい」というような趣旨が書かれているものです。

このような書籍が本市の教育委員会に送られてきた事実があるのかどうか。あるとすればその概要と教育 委員会がどのように対応されたのかお伺いいたします。

また、このような活動は特定の教科書を採択するよう意識づける活動であり、明らかに教科書の事前宣伝、 事前採択活動だと考えますが、教育委員長はどのように判断されるかお伺いいたします。

また、現在使用されている小・中学校の教科書は、文部省の厳しい図書検定を通過し、さらに都道府県の 採択区域ごとに厳選された教科書が使用されていると確信しているのですが、つくる会が各地で議会に提出 している請願の中身には、現在使われている中学校の歴史教科書は学習指導要領に反対している教師が専門 委員になっている場合が多いので、公正、適正が判断されないおそれがある。学習指導要領の趣旨に沿った 教科書を採択するには、現在行われている各学校からの意見を集約する学校票の制度をやめさせることや採 択区ごとに教科書の基本的な調査や研究に当たる専門委員には教職員組合からの代表を入れるべきでない などといった内容が含まれております。

教育委員長は、現在使われている中学校の歴史教科書は文部省の検定基準や学習指導要領から見てふさわ しくないと感じておられるのかどうかお伺いいたします。

また、本県で小・中学校の教科書採択は七つの採択区域に分けられていて、寒河江、西村山は一つの採択 区域になっているそうです。この採択区域の中で、教育委員会の諮問機関である採択協議会委員や実際に教 科書の調査研究をする研究員の選出基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地方分権の進展に伴い地方公共団体の担う役割がより多様なものとなるため、従来よりも職員に期待される能力も一層多様化、複雑化してきております。このような環境変化の中で、国において新しい地方自治の時代にふさわしい地方公務員制度のあり方を検討している地方公務員制度調査研究会によりまして、平成11年4月に地方自治新時代の地方公務員制度、いわゆる地方公務員制度改革の方向というのが出されております。

その中では、行政の複雑・高度化、職員の高齢化が進展する中で、公務能率の向上や職員のモラルの維持などを図る観点から、地方公共団体における人事管理について、公務労働の性格にも配慮しながら、職員が蓄積した経験や知識を含めて職員の能力や勤務実績に基づいて公正で客観的な評価を行い、より能力、実績を重視した人事管理に転換していく必要があり、また、組織の活性化を図るため、昇進管理に当たっては職員のモラルの維持や意識の変化にも配慮しつつ、必ずしも年功にとらわれることなく、職員の能力、勤務実績を適切に評価し、適材適所の観点から優秀な人材を積極的に昇任させるような人事管理が必要であると言っております。

また、政府が新たに定める行政改革大綱原案の中でも、能力、実績主義に基づく信賞必罰の人事制度の原則の明確化など、国家公務員法、地方公務員法の見直しが公務員制度改革の項目で報道されております。

また、多くの民間企業においては、厳しい経済雇用情勢のもと給与の抑制、採用の停止、抑制などが図られており、また優秀な人材の確保、育成やコスト削減に努めつつ、従業員の士気の向上などを目指して能力や成果、業績を重視した人事賃金体系への改革を進めているようでございます。

このような状況の中で、常に時代の変化に的確に対応して住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会を目指して、職員の能力というものを最大限に発揮できるような人事管理に努めてきているところでございます。

それで、昇格、昇進のことについてでございますが、地方公務員法に職員の任用について規定されておりまして、これを受けまして、本市職員の任用に関する規則が定められております。その中では職員の昇任は選考によるものと規定され、選考の基準については規程を定めております。昇任については、勤務成績その他の能力実証に基づいて行うことが要請されているところであり、また、全体的な職員の年齢構成、さらに中長期的な観点からの組織構成などを勘案しまして、級別資格基準表の必要経験年数などを考慮しながら行っているところでございます。

昇任というものは、御案内のように上位の職につくことでございます。それにはどういう能力が必要であるかということが重要であり、年功序列にとらわれず業務に対しての知識や経験と職員の管理能力、折衝能力などが求められてくるわけでございます。職員個々の資質や能力というものを十分把握しながら、それにふさわしい職員を引き出していくということが必要だと考えておりますし、職員の士気が停滞することのないように、職場の活性化というものが図られるよう心がけ、昇任、昇格を行っているところでございます。

また、異動についての御質問もございましたが、地方分権が今進んでいる中で、自治体の発展というものは、職員の取り組む姿勢がどの程度あるかによって決まってくるのではないかと思っております。職員が市政のために能力を発揮して意欲的に職務に当たることが非常に重要なことではないかと考えております。

複雑高度な行政課題に的確に対応していくためには、みずから意欲的にその能力を高め職務に当たることが必要でございます。市民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する職員であることが望まれ

ているところであり、行政サービスの高度化に伴う専門能力、新たな課題に積極的に取り組む進取の気性と 創造力、状況に適切に対応できる柔軟性などが要求されるものでございます。そして、職員が自己の個性な り能力というものを最大限に発揮できるような職場をつくることが重要だと思っております。

このような中で、勤務成績の評価などにより職員の能力を的確に見出し、各種の能力というものを十分に引き出して発揮できるように、そして勤労意欲などを勘案しながら組織と一体化した中でうまく機能するように職員の個性とか、あるいは資質、能力等を見きわめながら適材適所というものを心がけてもらっているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政についてお答えいたします。

教科書は学校において教授の用の供される教科の主たる教材としての児童生徒用図書と定義されており、 学校教育法21条に「文部大臣の検定を経た教科書又は文部省が著作の名義を有する教科書を使用しなければ ならない」と定められております。つまり、学校においては教科書を用いた指導をしなければならないとい う使用義務があることは御案内のとおりでございます。

教科書は、文部省の教科書検定という法的手続を経たものであるとともに、学習指導要領という法的拘束 力のある教育課程の基準に基づいて編集されたものでございます。

さて、教科書の採択につきまして、公立学校においては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会に採択権限があり、教科書検定を経て教科書目録に登録された教科書の中から1社の教科書を採用することになっております。

本市におきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、西村山1市4町により設定された西村山地区教科用図書採択協議会において各教科の研究員会の答申や各学校からの意見書などを参考にしながら、各種目ごとに教科書が採択され、その後、関係市町教育委員会での議決を経て適正な教科書を採用しているところであります。

また、平成2年3月、文部省の教科書採択のあり方に関する調査研究協力者会議から教科書採択のあり方についての報告がなされております。その報告の中で、一つ、専門的な教科書研究の充実、二つ、適正かつ公正な採択の確保、三、開かれた採択の推進の三つの観点から種々の提言がなされております。

例えば教科書展示会の開催方法の見直し、採択権者の責任の明確化のための採択手続の適正化、採択審議会等の委員の選任の工夫、委員名の公表など、現行の採択制度そのものはおおむね定着しているものの、その運用につきましてはさらに改善の必要があるとしております。

教育委員会といたしましてもこれらの提言を踏まえ、県教育委員会や関係市町教育委員会と連携しながら 一層の改善を図られるよう検討しております。

さて、何点かについて御質問がございましたのでお答え申し上げます。

まず、「国民の油断」という図書の送付を受けたかの事実とその対処等についてでありますが、確かに「国民の油断」というPHP出版社発行の文庫本が本年6月ごろに教育委員会あて事務局に5冊郵送されております。教育委員会では教育委員個人に送付すべき図書と判断し、そのまま各教育委員に配付したところであります。なお、各人用に西尾幹二、藤岡信勝両氏の連名のあいさつ状が添付されておりました。

次に、この「国民の油断」という書籍を送付するという行為が事前活動や事前の宣伝活動に当たるのではないかとの御指摘についてお答え申し上げます。

教科書の採択に当たっては適正かつ公正に行う必要があり、このことは教科書に対する国民の信頼を確保するためにも極めて重要なことは言うまでもありません。このため教科書発行者の過当な宣伝行為等外部からの影響に左右されることのないよう採択における公正確保の徹底を図ることが求められております。

今回の「国民の油断」の送付者は先ほど申し上げましたように西尾幹二、藤岡信勝の両氏であり、教科書の発行者に当たりませんので、御指摘の宣伝行為等には該当しないものと判断しております。したがって、この書籍を受領し配付した教育委員会の行為にも瑕疵はないものと考えております。

続いて、現在使用されている歴史教科書が学習指導要領に照らしてふさわしくないものなのかどうかという点についてでございますが、御案内のように採択の対象となるすべての教科書が教科書検定という適正な

法的手続を経ているものであり、また、学習指導要領の趣旨に沿ったものであると考えております。

したがって、歴史等の社会科教科書につきましても当然のことながら、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深めること、国際社会に生きる民主的平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことなどの目標を達成できるものと認識しております。

最後に、地区採択協議会委員や研究員の選出基準についてのお尋ねでございますが、まず、地区採択協議会委員は、西村山地区教科用図書採択協議会規約第4条により、各関係市町教育委員会の委員長及び教育長で構成することになっておりますので、この規約の規定にのっとり協議会委員の任に当たっております。

また、研究員については、西村山地区教科用図書採択協議会の規約第3条2項の規定により西村山地区教科用図書採択協議会が研究員の委嘱を行うことになっており、各種目ごとの研究員は教科書の専門的な研究をお願いするという観点から、校長、教頭、教諭の若干名ずつ西村山地区全体から選定し委嘱しております。

以上、お答え申し上げましたが、今後とも適正な教科書の採択がなされるよう鋭意努力してまいりたいと 考えております。以上です。 佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 一通りお答えをいただいたわけですが、どうもありがとうございます。

人事についてでありますが、人事というのは非常に大変な仕事だというふうに思います。やはり全体像を見て、そして仕事に支障がないように、そしてよりよい仕事をしてもらうようにということでいろいろ考えて人事をされているのだというふうに思いますけれども、昇進、昇格については非常に疑問の残るところが多いわけです。

今寒河江市でとっている昇進、昇格は、大体見てみますと年功というものを勘案した選択になっているのではないかというふうに思うわけですが、課長・補佐級の人たちというのは、おおむね採用年が47年、それから49年あたりの方は課長、それから補佐が多いわけですが、それ以下となりますと補佐クラス、または主査、係長というふうなことになっておりまして、大体が47年、49年ごろの採用の方、生まれですか、同期の方とか大体同じ年齢の方が課長とか補佐になっているわけです。

でも、現在51歳、53歳ぐらいの方なんですけれども、そういう方の中でも同年生まれの方にしましても大きく分かれているということが顕著にあらわれております。課長、補佐の中にまじって1人だけ主査というようなこととか、それから、課長、補佐が占める人数が13名の中で主査が2人、係長が1人、そういうふうな構成とかですね。

また、男女の差といいますと、またこれも採用の年に女性を採用しなかったというような年もあるようで、女性が含まれていない年代の方もいらっしゃるわけですが、その中で1953年生まれの方の採用に当たっては女性が2人含まれております。また、1954年生まれの中にも女性が入っておりますけれども、そのような中でも、女性がその中で一番低い職務といいますか、係になっているというようなことがあらわれているわけです。

ですから、同じ年に採用になっている男女の中でも非常に格差が出ているというようなことがあるわけですが、これは男女雇用機会均等法ということがありますので、男女の間に能力の差などというものはないのではないかと私は思うんですが、そういう点で女性が非常に不利な立場に立たされているのではないかというふうに思うわけです。

昇進のおくれている方というのを見てみますと、何か決まっている方というふうな傾向があるようなんです。ですから、この方たちが本当に能力がないとか、それに適していないというようなことで判断されているのか、それが大変疑わしいと私は思っているのです。何か市長のことですから、そんな分け隔てをするというような考えはないというふうに思うんですけれども、思想的な差別などというものはないのかどうか、そういうことを私は一見見て感じがするわけです。

そういうことが市長にはないのだというふうに思うんですけれども、大勢の職員の中で、同じ職場にいて 非常にいい仕事をしてもらわなければいけないチームワークが大変な職場でもありますので、そういう差別 の中でチームワークが崩れるとか仕事に意欲がなくなるというようなことがあってはならないわけです。ぜ ひそういう点を考慮して人事には配慮をしていただきたいと考えているところです。

それから、教育行政についてですが、「国民の油断」という書籍が送られてきた事実があると。しかしながら、これは教育委員個人に送付されるべきであろうということで各人にこれを配付したというようなことでありますが、また、これは法に触れるようなことはないということを委員長はおっしゃっいましたけれども、独占禁止法の中の公正取引委員会の特定指定というのには、こういう教科書などの発行に関係する人、これは著者も含まれているわけです。この著者というのが西尾幹二、藤岡信勝という著者になっておるわけですが、この人たちの名前で送られてきたということになりますと、それは明らかにこの法に抵触するのではないかというふうに思うわけです。もう一度これを調べていただきたいというふうに思います。

このような法に抵触されるということがあればこれは直ちに回収をして、送ってきたところに返してやるべきだなというふうに思うわけです。中野区あたりの例を申し上げますと、中野区の教育委員がこれは「国民の油断」ではないんですが、「国民の歴史」という本を大量に中野区の小・中校長会の席でこれを配ったということがあるんですが、このことが大変問題になりまして、中野区の教育委員長は議会の場でこれを謝罪しているという事実があります。

また、各地でこういう本が送られてきたものは、教育委員会では受け取れないということで受け取りを拒否しているところ、また、これを回収して送り返したというようなところも出てきております。

ぜひ、これは法に抵触することであると思います。もう一度調べていただきたいというふうに思います。 教育委員長はこの「国民の油断」という本を実際お読みになっていますか。教育長でもどちらでもよろし いです。お読みになっていますか、教育委員会の方で。

私は、この「国民の油断」という本を図書館で借りてきて読んでみました。教育委員会に配付された本は、「国民の油断」1996年10月につくられた本にさらに第8章をつけ加えて教育委員会に配付をしているわけです。私が借りてきたのは単行本なんですけれども、これを2000年5月に文庫本に改訂しまして、それに第8章「採択制度を変えれば教科書は変わる、教科書をよくするもしないも教育委員会の立ち直り」というような項を設けまして、それを教育委員に配付をしているわけです。

この内容を私読んでみたんですけれども、大変一方的な独断と偏見に貫かれている本だというふうな感じがいたしました。といいますのは、侵略戦争に対する反省などというのはみじんも見られないというようなことで、日清・日露戦争は自尊、自衛の戦いであったと。戦争は国益を追求するための手段なんだと。こういうようなことが書かれているわけです。

アジアの諸国は、日本が軍政でもってアジアの独立をさせたのでそれを大変喜んでいるというような内容が書かれているわけです。また、従軍慰安婦や南京大虐殺についても、これは史実を無視した独断的な記述をしているというようなことを私は感じたわけですが、この文中の隅々にアジアの諸国を非常に蔑視したような記述がされているわけです。

その書籍の中の記述をちょっと読んでみたいと思うんですけれども、「依然として中国と朝鮮は西欧的な基準からいうと文明を知らず、150年前と同じように近代化されていない国なのです」というような記述ですとか、「我が国は独立を全うするという問題とともに、今度はさまざまな欧米諸国とうまく利益を分かつという形ではなく、日本はあらゆる野蛮に孤独に対処しなくてはなりません。欧米諸国はだんだん日本はもう知らないよと言い出してきているということで、状況はある意味では日清戦争の前であると同時に17世紀の前にも近づいていると言えるでしょうというようなことから、、老体国というのは中国、朝鮮を指しているわけですが、「この老体国は野蛮で文明を持たずにしかも武力は持ち、言うことを聞かなくなってきたということが、これらの状況を前にして次第に日本はいかにして自立、自尊をしていくかという重大な局面に直面しつつあります」、このような文が連ねられているわけです。

こういう時代錯誤的な文章が並べられているわけですけれども、このようなことでは今世界には通用しないのではないかと思うわけです。

寒河江市でも安東市と姉妹都市を結んでいるわけです。韓国の方がこちらに来たり寒河江から向こうに行ったりということで非常に友好的な関係にあるわけです。ことしの7月でしたか、8月でしたか、韓国からもこちらに来られまして、安東市の仮面劇団ですか、この劇団が来まして公演をしてくれたということで、寒河江の市民は大変多くの方が参加をして、これを観劇をしたわけです。私も見せてもらいましたけれども、非常にそういう芸術に対して興味を持って、また友好的な関係が結ばれてきたというふうに思うんですけれども、このような蔑視をしたような考え方を持って、向こうの国に行ってそういうことが日本にあるんだというようなことが言えるでしょうかね。そんなことで国際の社会で通用すると、そういうことを考えている

ということは非常に情けないことだというふうに私は考えているところです。

第8章の中ではどういうことが書いてあるのかといいますと、中学校の歴史教科書は自虐的なもので採択制度を変えれば教科書を変えることができるというようなことが書いてあるんです。教育委員会が目覚めれば教科書問題は一気に解決する。解決を妨げているものは、現在の採択の制度に学校現場の教師の意見が反映する仕組みが強く影響しているからだと。それを変えるために教育委員よ、あなた方の権力を行使せよというような内容になっているわけです。

私は、中学校の教科書、中学校3年の教科書、歴史の教科書ですね、これが非常に自虐的だというようなことを9月の一般質問の中で同僚議員が言っておりましたので、どんな内容なのかなということで、中学校3年生の歴史教科書を見てみました。どこが自虐的なのかと私は大変疑問に思ったところですが、それは歴史は歴史の事実としてそれを記述している、それは正当なことではないかというふうに思うわけです。

このような歴史を取り去って、そして日本の子供たちに愛国心を植えつける、自分たちの国の祖先に誇りを持てというようなことはそれらを削除することだけでできるというようなことではないというふうに思います。

私は、事実は事実として明らかにして、そして、戦争をしたのであれば、戦争をして加害者と被害者、そしてそれを行ったものとそれに抵抗したものというようなお互いの気持ちが読み取れる側面から勉強する、そういう歴史教科書でなければならないのではないかと思うわけです。

その点、教育委員長は教育者の立場としてどのようなお考えをお持ちか。そういう教科書から自分たちの都合の悪いものは取り去るというような考え方は本当に教育者としてそれが本当だというふうに考えておられるのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

そして、送られてきた「国民の油断」というのは、これは明らかに教科書の採択をさせないようにするという教育委員会に対する圧力ではないかと私は考えるわけです。その点どのようにお考えになるかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、このような新しい歴史教科書をつくる会の本が文部省の検定に出されているというようなことを、韓国の歴史を研究する会議があるんだそうですが、韓国でも非常に大きい歴史研究会、それが声明を出しているんです。これは子供と教科書全国ネット21というところからの情報なんですけれども、韓国の歴史研究をしている3団体が日本の教科書問題で11月14日、声明を出しているということです。

その声明によりますと、新しい歴史教科書をつくる会がつくった教科書には非常に近代韓日関係史の記述を誤って書いているところがあるということで、一つは日本の植民地支配が正当で合法的なことだということを主張しているというようなことですとか、朝鮮半島は常に日本に突きつけられている凶器だというようなことを決めつけて韓国に対する認識を育てることは、韓国に対して反日的な認識を育てるということと、日本が韓国を侵略したのは正当だというふうに言っているというようなことですね。それから、韓国は自主的に近代化を進めることができないというような徹底した差別意識を書いていると。このような内容になっているわけです。ですから、このようなことが外交上も大変重要な問題になってくるのではないかと懸念されるわけです。

そういうことがありますので、今21世紀を前にして本当に世界は戦争とか争いから対話と友好の時代に流れが変わろうとしている、そういうときにこういう時代錯誤的な教科書が検定を通ってしまうというようなことになれば大変なことだというふうに考えるわけですが、そういう意味からもどのように教育委員長は考えておられるかお答えをいただきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1 問におきまして、人事管理に対しての考え方を申し上げたところでございますが、また 重複するかと思いますけれども、重ねて申し上げたいと思います。

地方の時代というのはやっぱり地方のその自治体の個性、特性というものを存分に発揮してまちづくりを 進めなくてはならないと、こう思っております。そのためにはやはり行政の中核となるところの組織という ものが活性化しなくてはならないわけでございます。そのためにはやっぱり中で働くところの職員というも のが目的意識というものを存分に持って活性化していかなくてはならないと、このように思うわけでござい ます。

また、一方、住民の、市民の需要構造といいますか、そういったものもかなり変化してきているというようなことをこれも見抜かなくてはならないと、このように思っておりますし、そしてまた、スリムな行政というようなこともこれも求められておるときでございまして、そういう住民サービスの拡充ということも非常に考えていかなくてはならないわけでございます。

行政というものは民間とも違いまして競争ということが非常に希薄な団体といいますか、自治体と言われるわけでございますけれども、そういう中では民間以上に工夫と努力といいますか、創意というものが求められてくるわけでございますので、そういうことにこたえられるような組織であり、また職員でなくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

それから考えますと、やはり寒河江市の持っているところ、その自律機能というものを、これは強化していかなくてはならない。市の目標というものに沿ったところの活動というものを強化して行政施策を展開してまいらなくてはならないと、かように思います。

そういう面では、今申し上げましたように、組織の活性化というようなことをさらにさらにやって、そこに働く職員というものを生きがいを持って職場で生き生きとして動いておるという状態が望ましいだろうと。 そして、それをやることによって職員自身も満足を得るということになっていかなくてはならないと、このように思っております。そういう観点で臨んで人事管理をやっておるわけでございます。

さらにまた、議員は年功序列というようなことを強調されておりますけれども、年功序列でございますけれども、職務遂行能力の高さとか、あるいは経験というものがほとんど見合っているというような場合におきましては、また職員の学歴構成とか、あるいは年齢構成というのがピラミッド型になっているような場合にはそれはやっぱり年齢構成というものも機能したこともあろうかと思いますけれども、今申し上げましたように、社会の情勢というのは大きく変わってきている状況にございまして、社会環境、あるいは行政を取り巻く状況というものは著しく変わってきておりまして、そしてまた今言ったように行政需要というものも非常に変化してきて多様化していることは先ほども申し上げたとおりでございまして、そしてまた職員自体におきましても高学歴化しておりますし、あるいは高齢化といいますか、まだ寒河江市の場合はそこまでいってませんけれども、同じ年代のというような方々が非常に固まっているというところもあるわけでございまして、それこれを見ますと年功序列型というようなことをこれをいつまでも固執するというふうなことは、これはできないことだろうと、こう思っております。

あくまでも1問でも申し上げましたように、能力主義、あるいは成績主義とか、あるいはその人の資質なりというものとか、あるいは将来を見る目とか、あるいは市民と十分対応していける人間とか、行政というものを本当にさばいていける人間とか、そしてまた、管理職ならば特にリーダーシップを発揮して職員を統率できる職員、こういうことが望まれるわけでございまして、ただただ年功の順に押し上げればいいというものではないと私は思っております。

それから、女性の登用のことがございましたが、これにつきましても御案内のように男女共同参画社会基

本法ですか、これも昨年の6月に制定されております。また、地方公務員法におきましてもこれは当然平等取り扱いだと、こういうことを言っているわけでございまして、本市におきましても女性の採用の拡大に努めると、あるいは能力を発揮できるようにと、こういう考え方からいろいろ幅広いところの職務経験の付与なり、あるいは研修参加の機会の拡大というものを努めておるわけでございまして、男女によって見方を変えるというようなことは当然行っておりませんし、今後とも公平に総合的に判断してまいりたいと、かように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 一つ目の「国民の油断」というふうな本を送ってきたのは違法ではないかというふうなことでございますが、私としては、教科書会社で送ってきたのではなくて個人名で送られてきたというふうなものですので、違法ではないというふうに思って先ほどお答えしたわけでありますが、調べてほしいということですので私なりに調べてみたいというふうに思っております。

それから、第2問の「国民の油断」を読んでいるかということでありますが、私たちもいろいろな本が送られてまいりますので、その1冊としてあって、私も勉強不足で正直なところ読んでおりません。ただ、私もこの激動する社会の中で古希近くまで生きてまいりましたので、今、そういうふうな1冊の本を読んだところで私のあれが急激に変わるというふうなことはないものというふうに思っています。私なりに判断したいというふうに思っております。

それから、第3番の歴史の悪いところを取り去っていいところだけ教えるのはどうかというふうなことですが、そういうことで本当にあるとすれば、これは必ずしもいいことではないというふうに思っております。ただ、教科書を見なければどの程度どういうふうなのかということは判断できませんので、1問で答えましたとおりの方法で教科書採択というふうなことを行ってまいりたいというふうに思っております。

あと、もし不足ある場合は、教育長の方から答弁いたさせます。 以上です。 佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 国民の油断という書籍が送られてきた、それを送り返すようにというふうなことだと思うんですが、今委員長からもお答えしましたように、我々教育委員会にはさまざまな資料とか書籍が送られてまいります。そういった広い情報を参考にしながらさまざまな面で判断の材料等にさせていただいているわけですが、これも西尾とそれから藤岡両名の方から、今の7社の中学校歴史教科書への率直な疑問を表明したものだというふうなこと、それで御一読をお願いしたいというふうなことで、歴史教科書についてはぜひ実物を手にとって読んでいただきたいというふうな、そういった手紙つきの書籍でありましたので、広い見地から勉強する必要があるというふうなことで、委員の方にも送付したと。これを読んでいただいているかどうか、その確かめ等はできないわけですけれども、そんなことで送り返すというようなことはしないというふうに私は考えております。

また、これが何か圧力をかけるようなあれにならないかというようなことなわけですけれども、私としては、教科書検定というのは公教育における教育水準の維持向上とか、あるいは適正な教育内容の維持と、そして教育の中立性の確保というふうな観点から検定は行われている教科書を私たちが自分の良識、あるいは教育的な識見によって採択しているものというふうに考えております。

特に歴史については、歴史学の成果に基づいて研究なされているものというふうに思っておりまして、人間というのはさまざまな社会的な存在でさまざまな思想を持っているわけですけれども、そういった思想的な立場によって歴史観が異なってくるのは当然かと思いますけれども、特定の歴史観に基づいたものをまだ考え方の未成熟な小・中学生に押しつけるというふうなことは、歴史観を押しつけるというようなことは避けなければならないと。むしろそういう歴史に興味を持って将来自分がどういう歴史観を持つかということを手助けするようなそういう役目をするのが歴史教育ではないかというふうに、そんな観点から教科書採択に当たっているわけですので、圧力などというふうには考えていないということです。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 今、教育長は「国民の油断」が送付されてきたことは、圧力とは受け取らないというようなことを言われましたけれども、雑誌「正論」というのがありまして、1995年5月号に藤岡氏が論文を載せているんです。その論文を見ますと、「教科書から自虐史観を追放する方法は、全国1万4,000の教育委員が目覚めて教科書採択についての権限を適切に行使すれば、教科書問題を解決することができる。ただし、それが可能になるのは2年後に迫った中学歴史教科書の採択からだ。このとき新しい歴史教科書が登場する。初めて自虐史観から解放された普通の教科書が選択肢として登場する」というようなことで、これは明らかに教育委員会に対する圧力だというふうに私は感じております。

こういう圧力に屈されずに教育委員会は教育委員会の自主性を守ってきちんとした教科書採択をしていた だきたいと思います。

やっぱり教科書というのはいろんな考え方の人がいろんな教科書を出していいというふうに思いますけれども、その中からやはり子供たちの教育に責任を持つ教師がその子供たちに適した教科書を選ぶべきだと私は考えております。そのことは日本が批准しているILOユネスコの中でも教科書の採択権について教師の役割を非常に強調しているんです。

文部省においても地域の実情に応じて教科書の採択区域の小規模化や採択方法の工夫改善を強調しているということで、1997年採択制度について閣議決定されておりますけれども、これは採択制度について将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとした上で、現時点では教科書の調査研究により多くの教員の意向が反映されるように、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善について都道府県の取り組みを促すというようなことを言っているわけです。

ですから、これには教科書採択には現場の教員たちが責任を持って調査に当たるべきだと。そしてその教員の数をふやすことが望ましいというような指摘をしているところです。

教育委員長は先ほど採択制度については改善をしていきたいと、改善を検討していきたいというようなことをおっしゃいましたけれども、どういう点でその改善をしていきたいというふうに考えておられるのか何いたいと思います。

#### 安孫子市美夫議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番について、6番安孫子市美夫議員。

〔6番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 緑政会の一員として通告番号4番について、教育問題についてお伺いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

初めに、寒河江市教育委員会では、21世紀を切り拓く人づくりを目指し、心広く個性豊かで郷土を愛し、たくましく21世紀に生きる人間づくりを教育目標として、児童生徒の育成を掲げ、さらに思いやりと協調性に満ちた心の教育、みずから課題を見つけ解決できる自己教育力の推進、そして心身ともに健康で生きる力を身につけた児童生徒の育成を目指しています。

また、国や県の動きを見きわめ、市民の理解と協力を得ながら積極的に教育施設環境の整備に努め、一層の充実向上に努力されていることに心から敬意をあらわすものであります。

また、各学校においても社会の変化に対応しながら特色ある学校経営を推進し、情報化や国際化、学校週5日制への対応、感性道徳教育の推進、ボランティア活動、体験学習の重視などを踏まえながら、体育や部活動等を通して健康で心豊かな生徒の育成に日夜努力しているわけであります。

しかし、それにもかかわらずバスジャック事件を初め、親や弱い子供を殺す悲惨な事件など少年犯罪が立て続けに起き、教育関係者のみならず全国民が悄然となり、子育ての難しさを痛感させられたものでした。 遠くの都会の出来事と、人ごとのように思っておりましたが、県内においても長井市の恐喝事件、さらには管内の大江町のコンビニ強盗恐喝事件など、いつどこで起きても不思議でない状況となっています。

いつの時代でも一部少数の子供が問題行動を起こすのは仕方がないと見過ごしてよいのでしょうか。悪いことは悪いのだということをしっかり教えるとともに、その罪は償わなければならないということを子供たちに理解させなければならないと思うのであります。

そうした状況の中、教育基本法の改定や学校教育の中での奉仕活動の導入、道徳教育の充実、さらには教 科の中に総合学習時間を取り入れるなど、さまざまな議論や動きがあります。国民みんなで議論をし、学校 と家庭、地域間の連携、そして交流を活発にして、将来を見据えたしっかりした教育のあり方を考えていこ うとする動きが出ていることは大変力強く、歓迎と期待をしているものであります。

その第一歩として、学校教育では、平成13年度より各学校長が主体的になって地位や職業、年齢にとらわれず教育に情熱を持っている方、一芸にたけている方などに依頼し、教育委員会が委嘱する評議員制度を各学校につくり、学校に対する考え方や子供の生活状況や地域を取り巻く教育環境などを広く聞きながら、学校長の教育方針の諮問に答え、審議、相談をしていくとのことですが、現場からはPTAの会があるから必要ないとか、学校に対する圧力団体になると困るから必要でないなどとの話も一部に聞かれます。

このような批判に対して評議員制をどのようにとらえ、どのような方法や考え方で進めようとしているのか、教育委員会の現状、方向性についてお伺いしいたと思います。

陵南中学校の陵南新聞を見ますと、地域の学校づくり推進会議委員若干名を選出して、PTAの研修会のパネラーになって学校の実態や取り組み状況を聞きながら、校長の諮問に積極的に対応して試行錯誤している様子がうかがわれるようであります。

このような委員につきましては、教育委員会としては、新たな条例とか委員の位置づけ、任期や報酬、選任方法などをどのように考えているのでしょうか。また、あるいは純然たるボランティアとして活動をお願いするのかどうか、お聞きしたいと思うのであります。

また、平成14年度から学校の教科見直し、改訂などが実施されるようであります。今までの教科を3割程

度削減し、総合学習時間を大幅に取り入れ、自然や生活、文化、伝統行事に触れ合う、生命の尊重やいたわりの心を磨き、勤労体験やボランティア活動を通して地域と広い交流を持ち、豊かな人間をつくり育てる、小学校低学年でも国際性を身につけるため簡単な英語授業も取り入れるなどの話も聞かれます。

市教育委員会では、総合学習の前倒しを実施して、各学校に40万円の自由に使える自主的な運営資金を支給しており、地域で技能を持っている方の講話や農業体験、地域の方に昔話や読書をしていただくなど、ユニークな授業を実践をしているようであります。

他の市町村の学校から大変うらやましがられているという話も聞きますし、地域の方々も大変喜んでいる との話も聞きますが、一方、知力、学力の低下、学校間格差や個人格差の広がり、高校や大学受験への不安、 戸惑いなど、心配する向きもあるようであります。

そこで、教育委員会では父兄などの不安、戸惑い、地域の要望等の率直な意見を聞くためにどのような手 だてを考えているかお聞きしたいと思うのであります。

私が思うに、開かれた学校及び地域の子育てについてのテーマを持ち、学区程度の範囲で地域に住む他校の教師に呼びかけ、公民館、町内会、婦人会、老人会などで少なくとも年に一、二回程度の語らいの場を持ってはどうかと考えるのですがどうでしょうか。

また、総合学習の時間が大幅にふえることにより、校長や先生方の自主性、自律性、発想や企画力、指導力が大きく生徒に影響し、これまで以上に教育効果が注目されることと思います。

そこで、市が実施している行政に対する意見箱とか、ホテル・病院に設置しているアンケートと似たような形式で、学校に対する要望や自由な提言を無記名で学期末ごとに実施するなどということは考えられないのでしょうか。それを学校教師の参考資料として教職員会議や評議員会で話し合い、家庭と学校の共通理解、学校運営や先生方の自己反省などに使用して役立ててはどうでしょうか。

2番と3番が質問が逆になりましたが、ひとつよろしくお願いしたいというふうなことで、就学前の就学 児童についてにさせていただきたいと思います。

昔から「三つ子の魂、百までも」と言われているように、3歳児教育の重要性は今に始まったわけではありませんが、生まれて7歳ごろまで身についたことは一生離れないと言われています。感性や初歩的なよしあしはこの時期に育つとも言われています。この大事な時期の両親とのかかわり、家庭とのかかわり、自然や社会でのかかわりが自我の目覚めをする17歳ごろに大きく反映されてくるとも言われています。

前述したように、少年犯罪の多様化する現在、幼児教育をもう一度見直すことが大切なのでないかと思います。社会生活の変化や母親の職場への進出、核家族化などにより子供が過ごす生活時間、生活空間の半分は現在、幼稚園、保育所といった施設になっています。託児所や幼稚園、保育所に子供を預けることが普通一般的になりました。

統計的に見ても、市内の4、5歳児は何らかの施設に入っているのが普通であります。寒河江市内には、幼稚園、保育所、保育園、幼児学級など幼児施設が20ほどあるようでありますが、それぞれの施設が立場を生かして運営、経営をしているようであります。

子供を預かることにおいては共通していますが、規範意識を通してしつけやあいさつなどを積極的に考え、 施設の目標としてとらえ気配りをしているところもあれば、ただ、預かっていればよいなどというような子 育ての指導性に温度差があるという話を聞きます。

かわいい我が子を預ける親側から見れば、託児料金や交通の利便性などを考慮しながらも自分の思いや願いにかなう施設を選ぶのも自然の成り行きになってくるのではないでしょうか。私立経営では人気が悪くなると子供が集まらない、経営が成り立たない、死活問題になる。そのため子供に一生懸命であるという話も聞かれます。

施設の子供の人数や保母の人数などさまざまな要因も絡むと思いますが、健康福祉課管轄の保育所、教育

委員会所属の幼児学級にも微妙な温度差があるというふうな話も聞きます。

所属する担当課の違いや私立の施設との大きな隔たりが小学校に入学したときに顕著にあらわれ、学校の 授業が成り立たないなどとなっては困ったことになると思います。

管轄が違い生い立ちが違うといえども、幼児教育の総合的なねらいから教育委員会は他の課との連携を考え、指導性を発揮していただきたいと考えますがいかがでしょうか。

また、就学したといえども、両親が仕事を持っている関係上、学童保育の必要な家庭もふえてきております。授業が終われば学童保育、兄弟は保育所というように、さまざまな環境に振り回され身のよりどころがないようにも思えます。協調性が育ち家庭の温かさを再認識する子も出てくるかもしれませんが、子供に心細さや寂しさを我慢させざるを得ない親が大半ではないかと思います。

保育所、幼稚園を延長させた学童保育施設を併設することはできないでしょうか。小学校という新しい環境になれない子供も学校の授業が終われば今まで通っていた施設に戻り、友達もそばにいて情緒的にも安定するのではないかと思われます。また、高学年になれば、小さな子供たちの面倒を見てくれるでしょうし、兄弟の少ない現在、少なくなっている子供同士のつき合いもふえてくると思います。

以上の就学前後の幼児及び学童保育について教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

次に、教職員の高齢化が進むことへの懸念についてです。

少子・高齢化が進み、生徒の減少が著しく、学級減が進んで現状の教職員でほぼ学校が満たされています。 西村山管内の新規採用もほとんどないに等しいようです。平成6年度から12年度まで7年間、小学校では12 名の新規採用で1年間平均で2名に満たしておりません。平成7・8年度は採用なしという状況であったようであります。

子育てに情熱を持った若い教育学部卒業の生徒がいても採用計画がなければ携われないわけであります。 親の立場からは、人生経験豊富な信頼の置けるベテラン教師が今の教育の難しいときに最適任者なのではないかと思っておりましたが、私が生徒のころは担任の先生は若い方がよいと願っていたことを思い出します。 一緒に汗を流して遊んでくれて、考えや気持ちもわかってくれる若い先生が好きで人気がありました。

現在教員の標準年齢を統計表で見てみますと40歳前後の教員が一番多く半数以上で、グラフではちょうちん型の線を描いております。

今から5年間このような状況が続きますと、全体がそのままかさ上げされますし、体力的な面で生徒と体を動かしたり触れ合う機会が多い運動会、部活動なども困難になるのではないでしょうか。30人学級の要望事項などもありますが、なかなか財政的に難しい面があるだろうとも思いますし、IT教育の積極的な推進やカウンセリング教師の増配置など国や県に要望しながら、新教員の採用を少しでも多くしようとしていることを理解するのですが、このような異常な変則的な状況が長年続きますと、教員構成に大きな問題が出てくるのでないかというふうに思うわけであります。

そんなことで、教育委員会ではどのように考えているのかお伺いしたいというふうに思うわけでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育問題についてお答えいたします。

初めに、学校評議員制度についてお答えいたします。

平成10年9月に中央教育審議会から答申された今後の地方教育行政のあり方についてでは、今後の教育のあり方の基本方向として、子供一人ひとりの個性を尊重し、みずから学び考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむことが最も重要であり、学校、家庭、地域社会の連携を進めることが必要であるという認識が示されております。

その上で、このような教育を実現するために、各学校や各地域においてその特色を生かした創意工夫ある教育活動を展開していくとともに、地域を挙げて子供たちの成長を支えていくことが不可欠であると指摘しております。

このような観点から学校の自主性、自律性を確立し、各学校がみずからの判断で特色ある学校づくりを進めることができるようにするとともに、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携、協力し、子供たちがさまざまな体験を重ねていくことができるようにすることが必要であると述べております。

その具体的な方策として中央教育審議会答申では、学校の裁量権限を拡大し、学校の運営組織を見直すなどの提言を行いました。また、これらの見直しに伴い学校が説明責任の意義を十分に踏まえた積極的な情報提供などを行いながら、地域の信頼にこたえていくとともに地域住民の意向を把握し、また反映しながらその協力を得ていくことができるよう保護者や地域住民などが学校運営に参画していく仕組みを検討することを提言しております。

このような中央教育審議会答申の提言を踏まえ、学校が保護者や地域住民などの信頼にこたえ、家庭や地域と連携、協力して一体となって子供たちの健やかな成長を図っていくという観点から、学校評議員制度の導入を図ったものであります。

文部省では平成12年1月に学校教育法施行規則等の一部改正の省令施行を各都道府県教育委員会等に通知し、同年4月から施行しております。学校評議員制度は、法的に学校運営についての権限と責任を有する校長が保護者や地域住民などの学校外の意見を聴取するための学校の組織として制度化するものであることから、これを法令上位置づけることにしたものであります。ただし、学校評議員の具体的なあり方については、それぞれの設置者の判断により学校や地域の実情などに応じたものとすることができるよう定められております。

さて、本市における状況についてでございますが、学校評議員制度は地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくために、学校や地域の実情に応じて学校運営に関し、保護者や地域住民などの意向を把握し、反映すること、保護者や地域住民などの協力を得ること、学校運営の状況等を周知させるなどの学校としての説明責任を果たしていくことなどがその大きなねらいであります。

このことの重要性にかんがみ、教育委員会といたしましては平成11年度より校長会との意見交換などを重ねながら、この制度の意義やあり方について研究や検討を行ってまいりました。その中で具体的なあり方について、校長会からもさまざまな意見が出されておりますが、この制度の意義を十分理解しながら各学校の実情に応じて前向きに取り組むことが必要であるという考えに至っております。

圧力団体論等があるということでございますが、学校評議員は合議制の組織ではなく、学校運営についての参考意見を求めるものであり、校長の権限と責任を変更するものではなく、決して圧力団体ではないものと理解しております。

具体的には平成11年度の委託研究校である陵東中学校の地域の学校づくりの研究校としての実践などを生

かし、準備のできたところから試行的に実践することを提案しております。そして、御案内のように、今年 度には陵南中学校が地域の学校づくり推進会議という名称で学校独自の評議員制度をスタートさせており、 成果を上げつつあります。

現在、教育委員会では学校管理規則の改正案並びに学校評議員運営要綱を整備検討中であり、県や他の市町村の動向も見きわめながら前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

また、御質問にありました評議員の位置づけ、任期や報酬等の考え方についてでございますが、今現在の考え方としては、特に非常勤職員等の位置づけをせず、学校運営に関する相談役的立場で御協力いただくよう考えております。また、任期は1年間とし、謝礼としての報償も検討していきたいと考えております。

次に、保護者や地域住民の要望や意見などを聞く手だてについての御提言がございましたが、保護者や地域住民の率直な声に耳を傾けるとともに、連携、協力しながら開かれた学校づくりを推進していくことは非常に重要なことだと考えております。

これまでも各学校ではPTA活動や学級懇談、個人面談、さらには地域での教育懇談などの中で学校運営や子供たちの状況などを報告するとともに、保護者や地域住民の意見などを聞きながら協力して子供たちを育てていこうとする機運の醸成に努めてまいりました。

これらの取り組みの中で出てきた要望や意見等につきましては、各学校を通して教育委員会でも可能な限り把握し、真摯に対応してまいりました。また、教育委員会主催の教育を語る市民の集いを毎年開催し、さまざまな課題について市民や保護者の考えを交換するとともに、市PTA連合会母親委員会が開催している全市的な教育懇談会についても教育委員会が後援し、参加者の意見を聴取しております。さらに、市政ポストの有効活用等を通しながら市民や保護者などからの要望の把握に努めております。

議員が提言された学区程度の範囲での語り合いの場の設定や意見箱等の設置ということですが、実施に向けては困難な実情もありますが、学校評議員制度実施との関連を含めて御指摘の趣旨を生かしたあり方について勉強してまいりたいと思います。

今後とも地域に開かれた学校、特色ある学校づくりの推進に向け努力してまいりたいと考えております。 次に、幼児教育について申し上げます。

青少年による凶悪犯罪が続発していることもあり、幼児期からの教育や家庭教育のあり方が問われている ことは議員の御指摘のとおりであります。

市内の幼児施設について、教育委員会が直接管轄しておりますのは4カ所の幼児学級でありますので、健康福祉課管轄の保育所や学童保育所のあり方について云々できるものではありませんが、生涯学習社会の観点から幼児期の教育を総合的にデザインすることは今後ますます重要になると思われます。幼稚園教育要領の改訂の情報を提供するなど関係機関との連携に努めてまいりたいと思います。

また、ことし8月8日に行われました幼小中連携のための会議では、各幼児施設長と小・中学校長が集ま リアンケート結果をもとに変わりつつある子供たちの姿について情報交換し、今後の指導のあり方について 意見を交換しております。このような取り組みについてもさらに活性化するよう支援してまいりたいと思い ます。

最後に、教職員の高齢化について申し上げます。

議員が御指摘のように、児童生徒数の減少に伴い学級数が年々減少していることに加え、定年退職を迎える教員もそれほど多くないことから、新規採用の教員数が少ない状況が続いております。

参考までに申しますと、平成12年度の西村山地区の小・中学校における新規採用教員数は4名で、そのうち市内の小学校に1名が赴任しております。また、西村山地区の小・中学校教員は全部で684名おりますが、20代の教員数は34名で全体の5%にすぎないのに対し、30代は249名で36.4%、40代は289名で42.2%、50代は112名で16.3%となっております。

平均年齢で見ますと小・中学校の男女教員とも41歳前後になっており、来年3月で定年退職を迎える教員は、西村山地区でわずか2名、その後も10名前後の退職者数で推移するようであります。

また、10月4日の段階で西村山地区では来年度小学校11学級減、中学校3学級減、合計14学級が減少する 見込みということであります。

以上のように、新規採用教員を確保するにはまことに厳しい状況にあることを御理解いただけるものと思います。

御案内のように、県費負担教職員の採用に関する人事権は県の教育委員会にあり、本市教育委員会として 云々できるものではありませんが、県教育委員会としてはさらに年金制度の改革に対応した退職者の再任用 の課題もあり、教職員の年齢構成のアンバランスについては苦慮しているようであります。

さて、教員の体力的な衰えが教育指導に及ぼす影響を懸念なさるということでありますが、確かに否定できない面もあろうかと思います。成長期にある児童生徒とともに生活するには相当の体力を消耗するものであります。また、学校の役割が変わろうとしている状況の中で、歴史的な教育改革の担い手として相当な負担があることも事実であります。

しかし、教師の若さとは単に年齢や体力だけで論じられるものではなく、教育にかける情熱や子供を深く 愛する心、すぐれた授業を求める研究意欲など、心のありように大きく規定されるものであります。また、 中堅、あるいはベテランと言われる年齢層が多いということは、経験豊かで実践力のある教員が多いという ことにもなるのであります。

また、文部省の第7次教職員定数改定計画策定に当たり、小・中学校では1クラス40人という現行の国の学級編成基準は変えずに、算数、数学、英語などの主要教科では学級の枠を外して20人ほどの少人数で授業を行うことを可能にするなどして、きめ細かな指導を行うとともに現状の教員数の確保に努めようとしております。

今後、国や県教育委員会の動向を見守りながら、必要に応じて積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 安孫子市美夫議員。

安孫子市美夫議員 ただいまは教育委員長さんから詳しく管内の実情を初め、取り組んでいく姿をお話しいただきまして、本当にどうもありがたく思っております。

やはり寒河江市でも教育を語る市民の会議なんていうふうなことで一応やっているわけですけれども、さまざま話聞いてみますと、そういう会議はもう何回もして飽きたというふうな方がおったようで、かなり私らも指摘を受けた面もありました。

やはり町会長さん、それから先生方、教育熱心な情熱のある方とか、そういう方がお集まりの会で、やはり同じような形式の中で中央にただ集めて話すだけでは、そういう方の御父兄とかお子様に対しては本当に問題はないのではないかと、私はこう思うわけで、むしろそういう方でない、大変毎日忙しくて学校にも行けないというようなおうちの方に問題があるのでないかなというふうなことをつくづく感じておるわけです。

私が申し上げましたのは、やはりただ1回中央でそういう語る会議をしたって教育は変わっていかないのでないか。地域の意識向上なんていうふうなことになっていかないのでないかというふうなことを申し上げたかったわけであります。

そんな中でやはりひとつ教育委員会なんかが音頭をとっていただいて、いろいろPTAやなんかではそういう学期末ごとにやってらっしゃるようですけれども、それとあわせてやはり地域でこれから学校がこう変わるなんていうふうなことで広く呼びかけをして、なかなか集まらないというふうなのが現実だと思いますけれども、何ぼでも意識高揚に努めるというふうな姿が必要なのでないか。

特に私は思うんですけれども、今、教育国民会議なんかでも話し合われているようであると思いますけれども、ボランティアの学校に対する導入というふうなことなんかとか、それから小学校を1年前倒し的に6年生から始めるとか、そういう意見なんかも聞かれるわけですので、そういうふうなものをよしあしは別としても地域の皆さんとさまざま議論をして、ひとつ教育行政に生かす、反映するというものが大切なのでないだろうかというふうに思うわけです。

特に、地方分権が進みますと、どうしても学校教育というのは、私は明治以来から上意下達的な文部省的なサイドで、地域の父兄なんかは学校には口を余り出さないというふうなのが日本の風潮だったのでないかというふうに見るわけでして、今後やっぱり自分の子供は自分でひとつ責任を持ちながら、そして学校にも口を出しながらお願いするというふうなことにだんだん変わってくるのでないだろうかというふうに見ておるわけです。

そんな中で、今皆さんもこの前のテレビなんかで見たと思いますけれども、アメリカあたりのチャータースクールなんていうようなことも出ているようですけれども、私は、ああいうチャータースクールなんていうふうなことは日本にはちょっとどうかなというふうにも思いますけれども、そういう中で、ひとつ日本も前向きな姿を地域の方々が持つようにするために、やっぱりそういう話し合い、会議というものを地域的にするというふうになれば問題もあるかと思いますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと、こう思っているわけです。

特に、地域におきましても地域の学校でない高等学校の先生とか、あるいはほかに行っている小・中学校の先生がいらっしゃるわけで、そういう人なんかが生活の場になってひざを突き合わせて話してくれるなんていうようなことは本当にありがたいことですけれども、なかなかやはり皆さん先生方も忙しいんでしょうし、地域のそういう会合に案外出てくださらないというふうなのが、どうも私は納得いかないなというふうに思っているんです。

むしろそういう地域に帰った先生が、地域の方といろいろお話し合いをしたりなんかすることによって、 そういう教育意識というのは変わっていくんだろうというふうに見るわけですけれども、やっぱり自分の殻 に閉じこもって出てこないというのが案外多いというふうに私は見ています。教育委員会としてもその辺の ところをひとつ御理解を求めるような話をしていただきたいものだなというふうに思うわけです。

このたびいろいろ初めに私は教育問題について提言をしたつもりでございますけれども、今回大江のコンビニ事件もありました。これで私ちょっと聞きたいことがあるわけですので、中学校を卒業して高等学校に行って、退学したり休んでいる方なんていうふうなことは教育委員会である程度連絡が来て掌握しているんだろうかなというふうに私は思うわけです。

市内の高等学校の退学者数が何ぼいるかなんていうようなことは教育委員会でわかるかと思うんですが、 ただ、そういう方を野放しというふうな言葉はどうかと思いますけれども、ほうっておいているというよう な現状でないでしょうかね。

例えば中退して職業についてまじめにやっているなんていうようなことであればいいんですけれども、今回の方なんかは、一応中退して、そして職にちょっと1カ月、2カ月ついた。そしてぶらぶらしてうちに閉じこもっていたというふうなことのようで、そして.....。

佐竹敬一議長 安孫子議員に申し上げますけれども、要旨から余り離れないでひとつ質問してください。 安孫子市美夫議員 わかりました。

というふうなことの様子ですので、ひとつその辺についてもちょっとお伺いしたいというふうに思います。 次に、幼児学級とそれから保育所のことについてお聞きしたいというふうに思います。

やはり先ほど申し上げましたように温度差があるというふうな言葉を使いましたけれども、いろいろ保母さんにおいても市職員でございますので、いろいろ人事交流もあるでしょうし、あるいは講習会等なんかもあるのでないかなというふうに思っているわけですけれども、具体的に教育委員会がやはり保育所については管轄外というふうなこともあるわけで、指導性というか、そういう面が私はどうなっているのかなというふうなこと、やはり健康福祉課なりのそういう趣旨を持った中での指導性を発揮しているというふうなことかと思いますけれども、やはり総合的な見地から教育委員会でもっと課を越えた形でひとつ指導に当たられないものかどうかというふうなことも重ねてひとつお聞きしたいというふうに思っているところです。

また、その施設の面について、学童保育の面まで触れましたけれども、なかなか難しい面があるかと思いますし、いろいろ教育委員長さんの御見解を聞きました。その先というふうなことは市長に対する質問になるうかと思いますので、ひとつこの辺で第2問を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 お答え申し上げます。

市民の、あるいは地域の人々の声をもっと教育に反映するような手だてという非常に参考になる御提言をいただきました。教育を語る市民の会、これが熱心な人が集まるというふうなことで、逆に忙しくて集まれないような人たちの本当の声を聞いて、それを教育面に反映していくというふうなことが非常に大事だというふうなお話なわけです。

今の現状を申し上げますと、各学校でPTAを中心にしたり、あるいは今までPTAって生徒がいる保護者だけだったのを地域の人々を生徒がいなくとも交えた教育懇談会を組織しているというふうな学校が出てきております。そういった取り組みなんかもございます。

また、教育委員会が音頭をとって地域での懇談会を組織するようにというふうな御提言だと思いますが、これはこのたびの教育国民会議の中で、17の提言の中に地域のコミュニティスクールをつくってはどうかというふうな提言もございます。これは議員さんのおっしゃる提言とは若干違うところもありますけれども、精神的には共通する面もあるだろうというふうなことを感じております。したがって、そういった提言の中身等も受けて、地域全体が地域の学校をつくり上げていくというふうなそういう会を組織できればいいというふうに思って、これから具体的な面で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、高校の中退者のことについてですが、私ども中学校を卒業すればそれで子供の教育は終わりというふうに考えているわけではございません。ただ、このたびの事件等については、警察等でも私直接お話を聞きに行ったわけですが、教育委員会の手を離れているから詳しいことは申し上げられないというふうなことで、実情等についてはよくつかんでおりませんけれども、もし高校の中退者がというふうなことが問題になっているとすれば、これからの進路指導上、非常に大事な問題でもあるというふうに思いますので、中学の方と連携をとりながら考えてまいりたいというふうに思っています。

ただ、小中高の連絡協議会というものをつくってさまざま問題点等を出し合ってやっているという実情もあるということを御理解いただきたいというふうに思っています。

中退者については、中学校から個々にお話を伺っていることはありますけれども、数が何名かというふうな把握の仕方はまだしてございません。

それから、幼保の連携についてですけれども、これも教育委員会がリードしてというふうなことですが、 先ほど第1問のお答えでも申し上げましたように、ことしの8月に施設長と小・中学校の校長の会を立ち上 げまして、ともかく幼児段階からの教育が非常に大事だというふうなこと。平成12年から幼稚園の教育要領 も変わっております。今までの自由保育からその発達段階に即した特性も身につけるというふうな方向に大 きく変わってきているようで、その辺なんかも踏まえて今後考えてまいりたいというふうに思っています。 以上です。

#### 平成12年12月第4回定例会

佐竹敬一議長 通告番号5番、教育行政について、15番伊藤 諭議員から通告されておりました一般質問 については、本人の病気によりあすの最終に繰り下げることに議会運営委員会で協議しておりますので、そ のように取り扱いしたいと思います。 御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

# 散 会 午後1時50分

佐竹敬一議長 それでは、本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでございました。